

## コロナ自宅療養者への入院見舞金給付について

現在、新型コロナウイルス感染症を理由とした医療機関・保健所などの指示による「10 日以上宿泊・自宅療養」を「入院見舞金」の対象としています。2022 年 7 月に、10 日以内の宿泊・自宅療養を証明する書類の発行ルールが変更されたことで、「療養終了日の記載がない」「自治体から療養証明書が発行されない」など、療養期間の証明が困難になるケースが生じているため、給付手続きに必要な証明書類について見直しを行いました。下記をご参照の上、証明書類をご用意ください。

### 【療養開始日と療養終了日の記載がある証明書類の場合】

●以下をご確認ください。

宿泊・自宅療養期間（療養開始日～療養終了日）が 10 日以上の自治体・医療機関・保健所などが発行した証明書類であること。

※「発症日」は療養開始日として扱いません。

### 【療養終了日の記載がない証明書類の場合】

●下記①②の両方をご用意ください。

① 療養開始日が確認できる自治体・医療機関・保健所などの発行した書類

<例>

- い  
ず  
れ  
か  
1  
つ
- 自治体発行の「宿泊・自宅療養証明書」
  - 保健所発行の「就業制限通知書」
  - HER-SYS の「療養証明書」画面を印刷したもの
  - PCR 検査などを行ったことが分かる検査日と検査内容が記載された領収書、診療明細書など

② 所属する事業所で発行した療養証明書

下記 2 点を満たしていれば、書式は問いません。

- 会員の氏名（名字のみのものは不可）と新型コロナウイルス感染症での療養開始日と療養終了日が明記されていること
- 社名の記載・社印の押印などがあり、事業所が発行したとわかること

事情により、②の証明書類が用意出来ない場合は①をご用意の上、給付金請求時にご相談ください。この場合は、区に承認を得てからの対応となるため、後日振込での給付となりますのでご了承ください（給付金請求書の「振込依頼書」欄に会員本人の口座をご記入の上、ご提出ください）。

### ◆給付請求の期限について◆

今回の対応については、従来の入院見舞金とは違い、退院日に当たる「療養終了日」から 1 年以上経過したものについても対象です。

※上記は2022年11月1日時点の決定内容です。変更が発生した場合はにゅうすなどでお知らせします。

※ご不明な点がある場合はエンジョイライフなかのまでお問い合わせください。

エンジョイライフなかの  
☎03-3380-6941